大子町立南中学校部活動運営方針

1 学校教育の一環としての部活動

- (1) 部活動は、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」ものであり、学校教育の一環として共通のスポーツ等に興味・関心をもつ生徒が集い、その能力・ 適性、興味・関心に応じた活動を通し、技能や知識の習得を目指し、継続して努力し、充実感や達成感を味わう等、生徒が豊かな学校生活を送る上で大きな意義をもつ。
- (2) 部活動は、生徒が学級や学年の枠を越えて、共通の目標を掲げた集団で切磋琢磨する中で、顧問との関係や同学年や異学年の仲間との関係を学ぶ等、自主性・協調性・責任感・連帯感等が養われ、望ましい人間関係や社会的資質を培う事に効果的な活動である。
- (3) 部活動は、生涯にわたりスポーツ等に親しむ態度を育むとともに、生徒の健やかな体と豊かな心を育て、家庭や地域とのつながりを深めるとともに、学校の特色づくりにも寄与する活動である。
- (参考)【中学校学習指導要領(文部科学省 平成 29 年3月)における部活動の位置付け】「部活動は、教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校の教育活動の一環として、教育課程との連携が図られるように留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」

2 南中学校の目指す部活動

本校では、部活動を通して、夢を実現する資質・能力を育み、自分らしく健全に生きていくことができる生徒の育成を目指す。その資質・能力の育成のため、教育課程との関連を十分に図ると共に、生徒や学校、地域の実態に応じて、工夫をしながら活動を推進する。こうした活動を通して、生徒一人一人が、将来のキャリア形成に必要な姿勢や態度等を身に付けさせる。

3 策定の趣旨

本校においては、上記のような「学校教育の一環としての部活動」や「大子町の目指す部活動」の在り方を踏まえ、部活動等を学校教育の一環として捉え、教育課程との関連を図りながら取り組んできた。

平成 30 年 3 月スポーツ庁は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、その「前文」において、運動部活動の教育的意義の大きさを認めつつも、教育課題の複雑化・多様化、教職員の多忙化、少子化等の今日的な課題に対応していくことの困難さも指摘している。そのような現状を鑑み、国の「ガイドライン」が策定され、学校設置者に対しても「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定することが求められている。

本校では、ガイドラインに則りながら、様々な課題を解決しつつ、部活動がより一層

効率的・効果的に行われ、生徒の健全な成長を支え、これまで以上の成果が上がることができるよう「大子町立南中学校部活動運営方針」を定めることとする。

4 適切な指導・運営のための体制の構築

(1) 学校における体制整備

① 部活動の適切な設置及び加入方針

部活動の設置(新設、統廃合を含む。)については、生徒、教職員、保護者、地域等の実態に応じ、校長の判断で行う。その際には、種目別の最低必要部員数、顧問や指導者(教員以外の外部人材で部活動の指導にあたる者)、保護者や地域の協力体制等について吟味し、持続可能性を総合的に考えた上で判断する。

なお、生徒数の減少等、やむを得ない場合には、保護者や地域の理解を得ながら休部または、統廃合の措置について検討する。

また、部活動は「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」ものであることに鑑み、生徒の部活動加入については、任意であり、「自主選択制」とする。

② 活動方針及び活動計画の立案と公開

ア 活動方針

「茨城県部活動の運営方針」及び「大子町立中学校部活動運営方針」を受け、「南中学校の部活動に係る活動方針」を策定する。その後学校ホームページ掲載等により公表する。

イ 活動計画

部活動顧問は、「部活動年間活動計画・休養日設定確認表」【別添1】を 用いて、年間の活動計画(平日及び休日における活動日、休養日及び参加を 予定する大会等)を年度始めに、「活動計画・活動実績」【別添2】によ り、毎月の活動計画、活動実績報告書(活動日時・場所、休養日及び大会参 加日等)を作成し、校長に提出する。校長は、これらにより活動状況及び実 績を把握し、適切に部活動が運営されるように適宜指導助言を行う。

③ 休養日、活動時間及び運用方法の明確化

ア 休養日

学校は、生徒や教職員の生活に過重負担とならないよう、休養日は、以下の通り設定する。

- (ア) 学期中(長期休業日を除く。)は<u>週当たり3日以上の休養日</u>を設ける。(平日は少なくとも2日、土曜日及び日曜日(以下「週休日」という。)はいずれか1日以上を休養日とする。)また、週休日に大会参加等で活動した場合は、翌週に休養日を振り替える。なお、週休日に大会が続く等、翌週に振り替えの休養日が取れない場合は、後4週間の中で休養日を別の週休日に設ける。
- (イ) 長期休業中における休養日は、学期中に準じた扱いで設定する。原則、週休日の校内練習活動は行わない。ただし、合同チームによる活動等の特別な事情がある場合及び公共団体等が主催する大会へ参加する場合は、学校長の許可を得て実施することができる。週休日の練習試合は決められた日程(夏季休業2日、冬季・学年末始それぞれ1日)まで可能とする。全体の活動日数は、長期休業全体の半分以内とする。また、生徒が十分な休養を取るとともに部活動以外にも多様な活動が行えるように、ある一定期間の休養期間(オフシーズン)を設ける。学校閉庁日(8/13~8/15、11/13、12/27・

12/28) 及び夏季休業最後の平日3日間は部活動を行わない。

イ 活動時間

本校は、部活動が生徒や教職員にとって過度の負担とならないように、 活動時間は、以下の通りに設定し、できるだけ短時間に、効果的な活動を 行う。

- (ア) 平日の活動時間は2時間以内とし、「完全下校時刻」を守る。
- (イ) 週休日及び祝日、学校の長期休業日の活動時間は、<u>3時間以内</u>と する。
- (ウ) 活動時間には、移動や準備、片付け等の時間は含まない
- (エ) 生徒の心身の疲労が解消できる十分な休養を取るための時間の確保や学校生活に支障をきたさないようにするため、また、保護者の負担を軽減するため、朝練習は原則実施しないこととする。ただし、部活動に設定されていない「<u>那珂大子陸上競技大会</u>」及び「中央地区駅伝競走大会」の練習に限り、大会前1か月間の朝練習が実施できる。

ウ留意点

- (ア) 毎週月曜日及び、土・日曜日のいずれか1日を休養日とする。
- (イ) テスト前の休養日は、中間テスト前を1日、期末テスト前は3日とする。
- (ウ) 当初計画していた休養日に、やむを得ず活動する場合は、校長の 許可を得た上で、生徒及び保護者の同意を得て実施し、別の日に振 り替えて休養日を設ける。
- (エ) 上記の休養日等を確保するために、参加する大会数は、県総体や 県新人戦を含め、月1大会程度を目安とする。

④ 学校組織全体での指導体制の構築

ア 学校組織全体での指導体制の構築

部活動は、学校教育の一環であるため、学校組織全体で運営や方針を検 討し、計画的に活動を進めるための指導体制を構築する。

イ 各部活動の活動状況の情報共有

学校全体として、バランスのとれた部活動運営がなされるように、年間 指導計画を作成する。さらに活動計画を掲示し、共通のフォルダやファイ ルで管理して、各部活動の活動状況等について情報を共有する。

ウ 運営状況の確認及び、点検・改善の推進

適切な部活動の運営については、「大子町立中学校運動部活動運営 チェックリスト」【別添3】等を活用し、学校として点検・改善に努め る。

(2) 各部活動における効率的・効果的な活動の推進

- ① 各部活動の方針等の周知
 - ア 顧問は、活動方針を受け、年度当初、部としての方針や年間の「部活動年間活動計画・休養日設定確認表」を作成の上、学校のホームページ、学校 便り等で、生徒・保護者に提示し、理解を得る。
 - イ 顧問は、「活動計画・活動実績」を用いて、月毎の活動スケジュールを作成し、校長の承認を得て、生徒・保護者に提示する。なお、各部の月毎の活動スケジュールについては、一覧表にまとめ、職員室に掲示するなどして、学校全体で活動の状況を共有する。

ウ 校長は、「活動計画・活動実績」を点検し、方針で定める範囲の活動と なっているかを確認し、適宜、指導・是正を行う。また、教育委員会は、 各校の部活動の休養日及び活動時間等の設定や運用について、適宜、指 導・是正を行う。(毎月ごとに「活動実績」をFAXにて教育委員会に提出す る。)

② 安全対策

校長は、学校における部活動の安全な環境を整備するとともに、以下のア〜ウについて、部活動顧問に対し、支援及び指導を行う。

- ア 顧問は、日常の活動を安全に行うことができるよう、活動の前後に健康観察を行い、常に生徒の健康及び安全の確保に努める。また、練習場所や練習 設備、用具等について、安全確認を実施する。
- イ 顧問は、万が一に備え、「学校危機管理マニュアル」を参考にしながら、 緊急対応についても対処の仕方を確認する。
- ウ 顧問は、以下の点に留意し、部活動における熱中症事故の防止等、安全確 保を徹底する。
 - (ア) 「熱中症予防運動方針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を 参考に、部活動の実施について適切に判断する。
 - (イ) 気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報を十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。また暑さ指数(WGBT)が31度以上の場合は、屋外の運動を原則として行わない等、適切に対応する。
 - (ウ) 実施が可能と判断し活動する際にも、生徒の健康管理を第一優先に考え、参加生徒の健康観察を実施し、長時間のランニングや激しい運動は避け、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得等、生徒の健康管理を徹底する。(30分に一度の休憩をとる)
 - (エ) 高温や多湿時において、主催する学校体育大会が予定されている場合や練習試合、練習については、大会の延期や見直し、練習試合、活動の中止等、柔軟な対応を行うこと。また、やむを得ない事情により開催する場合には、参加生徒の体調の確認(睡眠や朝食の摂取状況)、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。
 - (オ) 万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の 水分・塩分の補給や体の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対 応を徹底する。

③ 適切な指導の実施

- ア 体罰は、学校教育法第11条で禁止されている行為であり、望ましい人格の形成を目指すために、「蹴る・殴る」等の行為は断じて許されないため、根絶を徹底する。また、生徒の技能及び体力の程度等を考慮した科学的・合理的な内容や方法により、肉体的・精神的な負荷を伴う指導については、体罰には当たらないが、生徒の実態等に十分配慮し、適切に行う。
- イ パワーハラスメントやセクシャルハラスメント等、不適切な言動についても 断じて許されない行為であり、生徒の人権を侵害する違法な行為であるため、 根絶を徹底する。
- ウ 体罰や不適切な言動等により、学校教育に対する信頼が著しく失われること を認識するとともに、発達の個人差や個々の成長における体と心の状態等に関 する正しい知識を得るため、体罰等に関する資料等を活用し、研修に努める。

(3) 保護者・地域との連携

① 保護者との連携

ア 部活動保護者会の実施

学校は、年度始め及び新チーム発足時等、年間1~2回程度の部活動保護者会を実施する。その際、部活動における学校の活動方針及び各部の活動方針、おおよその年間スケジュールを示し、理解を得る。

イ 保護者・地域とのパートナーシップの醸成

生徒の健全な育成と教育環境の充実の観点から、保護者・地域との連携に努め、生徒や保護者が部活動に関する心配や不安等について、顧問や学校に相談しやすい雰囲気を醸成する。

② 地域との協働

校長は、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立ち、外部指導者として 学校支援を希望する地域人材の発掘、活用に努める。

5 その他

- (1) 研修について
 - ① 部活動運営に関わる研修

部活動に関わる教員は、教育委員会が主催する指導者講習会や中学校体育連盟等 が主催する研修等に参加し、各校で伝達することを通して、各校の部活動指導力 の向上を図る。

② 部活動指導員への研修

部活動指導員は、教育委員会が主催する研修等に参加し、指導の質の向上に努める。また、部活動指導員が実践的な研修を行うよう配慮する。